

シンポジウム

明治改暦をめぐる葛藤

——「正朔」思想の日本的展開

下村 育世

はじめに

現代の日本では、明治改暦でグレゴリオ暦が採用されたと通念的に理解されている。これは決して間違いとはいえないが、改暦当時において事はもう少し複雑で、改暦の詔書・布告では「太陽暦」の採用を謳ったが、グレゴリオ暦法を採用したとは明言しなかった。

明治五年一月九日に出された改暦の詔書・布告には、「四年毎ニ一日ノ閏ヲ置」とのみ置閏法（閏の入れ方の規則）の記載がある^①。天文学者・内田正男などは、これではユリウス暦法の置閏法であり、四〇〇年に三回閏を省くというグレゴリオ暦の規約が落ちていくとして、「不備」を指摘している^②。確かに改暦の詔書・布告には、一〇〇で割り切れるが、四〇〇で割り切れない年は平年とするとのグレゴリオ暦特有の規定は書かれていない^③。ここでは、当時の明治政府が後に「不備」を指摘されるような書き方をした背景を考えてみたい。

一、改暦の詔書・布告にある「太陽暦」とは
——ユリウス暦かグレゴリオ暦か

改暦の詔書・布告にはユリウス暦やグレゴリオ暦といった暦法を特定する文言はなく、「太陽暦」とのみ記された。「四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ」とされる文言のみでは、閏日を置く年も一意的に定め切れない上に、ユリウス暦とグレゴリオ暦を峻別するメルクマールである「一〇〇で割り切れるが、四〇〇で割り切れない年は平年とする」の規定も見られない。とはいえ、当時の諸外国で通行したユリウス暦とグレゴリオ暦との間では暦日に二二日のずれが見られたが、明治改暦ではグレゴリオ暦の暦日に合わせられている。

その後、先に触れたように天文学者を中心に、改暦の詔書・布告の暦法規定には置閏法の「不備」があるとする指摘が続いた。これについては（イ）明治改暦時、政府はグレゴリオ暦を採用したつもりであったか、（ロ）当時の政府はグレゴリオ暦の暦法を正確に理解していたかという2つの問題を考える必要があるが、これまでの

研究では、暦日をグレゴリオ暦に揃えたことをもって（イ）は概ね肯定されるが、（ロ）については十分な答えが得られていなかった。

先に述べたように改暦時にグレゴリオ暦と暦日を同一にしたことと、そして後述するように明らかにグレゴリオ暦法を参照したことを窺える改暦案の建白が政府に提出されていることから（後に述べる市川斎宮の明治二年と五年の建白書など）、当時、グレゴリオ暦が一定程度知られていたことは間違いないだろう。しかしこれらは政府がグレゴリオ暦法を正確に理解していたことを決定づけるものとしてはやや弱いかもしれない。

天文学者・能田忠亮によると、神武天皇即位日（後の紀元節）は、日本書紀に神武天皇の即位が「辛酉年春正月庚辰朔」と記されていることをもとに（その記述を正しいとした上で）、その当時にグレゴリオ暦があったと仮定して換算しなおして「二月一日」を得ているという。能田は二月一日を得た推算方法に注目しているが、ここではこの換算が改暦直後の明治六年六月に行われたことに着目したい。⁶この推算方法は、同時期に行われた、神武天皇から孝明天皇までの歴代天皇の忌日（命日）の太陰太陽暦から太陽暦への日取り確定などにも使用された。これら祝祭日の太陽暦への暦日推歩の方法は、改暦時の政府がグレゴリオ暦の暦法を正確に理解していたことを示すものと言い得る。考えるべきことは、政府は何故、グレゴリオ暦法について正確に理解していながら、後に「不備」を指摘されるような暦法規定の書き方をしたのかであろう。

二、改暦の必要性の認識

明治改暦の背景については、大隈重信の『大隈伯爵日譚』（初版一八九五年）がしばしば引用される。大隈はその背景をいくつか挙げてはいるが、よく知られているのは、明治政府の財政上の逼迫を理由とするものである。太陰太陽暦の明治六年には閏月があり、財政に余裕のない政府にとつて官吏への月給支払いがひと月分増えることは大きな痛手で、それを避けようとして改暦したとするものである。⁷これは明治六年から太陽暦が突然採用されたことについて一定の説得力をもつが、そもそも明治新政府に改暦をする必然性や必要性があったか否かは別の問題として考えねばならない。次頁の表は、改暦前後期の暦に関わる全国からの建白書をまとめたものである。⁸明治二年から八年くらいまでに集中して提出されており、改暦前には改暦が前提の建白が、改暦後にはより良い改暦案の提案がなされている。⁹例えば市川斎宮の建白は、一度目は明治二年六月に公議所に「暦法議案」として建言された。二度目はこれに基づいたほぼ同一のもので、明治五年一月五日付で陸軍大輔・山縣有朋により、改暦案の参考までにと正院に提出された。これは改暦の布告が出される六日前の一月三日、正院が諸省に改暦の布告案を回送し、「異存」を問うたことへの反応として出たものである。市川の改暦案は、具体的な太陽暦案であり、グレゴリオ暦を参照したことが、四〇〇年に三度閏を省く特別の年を設ける規定が付されていることから疑いない。ただしその特別の年は、神武天皇即位年を紀元とする皇紀に則って定められ、皇紀二六〇〇年を閏年、二七〇〇年、二八〇〇年、二九〇〇年を平年とし、西暦に基づかない方法を採用した（四年ごとの閏については、「子年辰年申年」に置くとし、偶然か否か不明だがユリウス、グレゴリオ暦の閏の置き方と同一となっ

表 改暦前後期の暦に関わる全国からの建白書

建白者	肩書	年月	件名	暦法	歳首	備考
津田真一郎 (津田真道)	刑法官権判事	明治2年4月	年号ヲ廢シ一元ヲ可 建ノ議			「樞原ノ 聖世 御即位ノ年ヲ以テ、元ヲ建」(神武紀元、 皇紀)の提唱。
長野卓之允	昌平学校教授試補	明治2年4月	暦ヲ改正スルノ議			「暦注」の廃止を提案。
市川斎宮	京都兵学所御用掛	明治2年6月	暦法議案	太陽暦	立春	津田の提唱した神武紀元を「至当の説」とし、皇紀を 利用した置閏法を有する暦法を提案。グレゴリオ暦へ の参照が窺える。月の日数にも言及があり、1・2・8・9・ 10・11・12月を30日、その他を31日とした。閏年 は子辰申年で、閏日は12月に置く。
		明治5年11月	(暦法改正之議)	太陽暦	立春	陸軍省から上申された改暦案。「暦法議案」(明治2年) とほぼ同一。
高橋玉城	西大路藩	明治2年11月	改暦スヘキ事			(建議書、未見。)
		明治3年6月	(昨巳年十二月月食 方位相違ニ見エ申候 趣奉建白候)			浅学の者が編暦に携わるから、「不正の暦」が通行する。 人材を選び、天体の運行と整合していない暦法の箇所 は改めるべきと建議。
広川晴軒	百姓	明治3年8月	暦法改革之事	太陽暦		太陽暦の採用の建議。「毎百年去閏一日、至四百年即不 去閏日」とグレゴリオ暦の置閏法に正確な言及が見ら れ、グレゴリオ暦法を想定している。
弘鴻	士族(山口県)	明治3年8月	(改暦建議)	太陽暦	立春	神武紀元の採用。月の日数にも言及があり、1・2・8・9・ 10・11・12月を30日、その他を31日とした。閏は 約4年に一度で、12月に置かれる(市川案とほぼ同一)。
		明治7年2月	太陽暦躰度之議	太陽暦	立春	明治3年の案とほぼ同一。グレゴリオ暦法の400年に 3度閏を省く置閏法についての正確な言及がある。
宗我彦磨	士族(名東県)	明治5年9月	太陰暦ヲ廢シ太陽暦 ヲ用ヒ航海測量及外 国交際ノ便宜ヲ計ラ ンコトヲ議ス	太陽暦		太陽暦の採用を提言。日曜日を府県諸局の休日に定め るなど、外国交際の便宜を図るために外国と同一にす ることを提案。
野崎清太郎	士族(東京府)	明治5年10月	改暦建白			「暦注」の改善を提案。暦法の変更はしないことが前提 となる。
佐藤信熙 海瀬重固	平民(浜松県) 平民(静岡県)	明治6年1月	(太陽暦御頒行ニ付 万民祖先追孝ノ方向 ヲ失フ事ヲ患ヒ陰 陽両暦ノ便捷冊ヲ製 セン事ヲ議ス)	太陽暦		現行の太陽暦を前提とした上で、一般の人々の先祖の 祭日推算の便宜をはかるため、陽暦と陰暦を対照でき るような紙冊の提案。
坂本永寿	商(大阪府)	明治6年1月	国史略且太陽暦并幼 学等ノ儀建言			旧暦の日付を新暦上から全廃し、代わりに朔望、節季 や半夏生土用などを記すことを提案。
巻退蔵	士族(滋賀県) 神奈川県出仕	明治6年12月	休暇日改置之儀再議			日曜休日制の採用を建議。
一万田如水	医生(熊谷県)	明治6年12月	太陽太陰合暦之建白			暦法についての具体的な言及はない。暦は庶民の生活 の便宜に適うべきで、曆面に太陰暦は必須と提言。
吉武玄敬	医(大分県)	明治7年9月	改暦固益之議	太陽暦	立春	月の日数にも言及があり、1・2・4・6・8・10・11 月を30日、その他を31日とした。閏は2月に置く。
山口逸郎	士族(名東県)	明治7年10月	正季節節比較暦	太陽暦	立春	民心に適した暦にするために、立春歳首の暦を提案。
飯塚方	農(熊谷県)	明治7年12月	太陽暦頒行之議	太陽暦	立春	具体案はないが、配月の序を西洋の暦と同一にしく て良いとした。
天田東	農(小田県)	明治8年2月	(改暦建言之議)			庶民が旧暦を好み、新暦を厭う情実と景況の訴え。
伊藤信興	農(山城国)	明治8年3月	(曆面へ旧暦ノ下段 吉凶ヲ加度ノ議)			「暦注」の掲載を提案。
広田節郎	副局長(名東県)	明治8年3月	(改暦ノ議)		紀元 節	月を設けず、365日を1年とする暦を提案。太陽暦の 採用を前提とする。

る。農業関係者には一時的に混乱を招くだろうが、三年程したら、旧暦になじむ「下民」もその便を知るだろうとする。民間の便不便は関係なく、政府の施策に対する服従を求める高飛車な姿勢を垣間見ることができよう。

こういった新しい時間秩序の導入を伴う太陽暦に対する人々の反応は芳しくなかった。「太陽暦の問答」(小川為治「開化問答 二編上」明治八年)には、「下民」を代表する旧平が啓蒙家の開次郎に、「暦は百姓が耕作する目的となるか第一の役目なる」のに暦をもとに仕事ができないと食ってかかり、太陽暦の不便さを訴える場面が登場する。また新しい祝祭日についても、旧平は、「かかる世間の人の心にもなき日を祝せんとて、政府より強て赤丸を売る看板のごとき幟や提燈を出さすはなほなほ聞えぬ理屈でござる」と手厳しい。太陽暦は、その使用はもとより、国民にその祝祭日の示す時のリズムを通じた一年を送ることを浸透させるのにも、その後長い年月を要することとなる。

四、「正朔」思想と、キリスト教への忌避感・警戒感

改暦期には、新しい暦に対する、「正朔」思想からの批判とキリスト教採用への警戒感があった。両者は混交している場合が多いが、便宜的に分けて紹介する。

儒教思想において暦(正朔)の制定は、中国の皇帝の時間支配の手段であり、皇帝が地上(空間)の統治者だけでなく、時間の管理者でもあることを示すものであった。新しい暦法の提示は皇帝の特権でもあり義務であり、新王朝の改制のシンボルであった。周辺国

は、この新しい暦を使用することで皇帝に服従し、臣従の礼をなす。これを「正朔を奉ずる」と謂う。この暦にかかる思想が、日本においても改暦をめぐる情勢のなかで、正統性のある思想として強く意識されていたようである。明治七年二月に建白書を提出した飯塚方は、「或曰く、月ヲ配スルノ序、西洋ニ仍符スル、彼ノ正朔ヲ奉ズルニ似タリト」(傍線筆者。以下同様)と、グレゴリオ暦と同一の(二月が二八日とするなど法則性のない独特の)月の日数を採用したことを、「彼ノ正朔ヲ奉ズルニ似タリト」と皮肉る。また先の「太陽暦の問答」でも、旧平は「先年政府に於て毛唐人の国の太陽暦をおとり用ゐなされしは、とりもなほさず毛唐人に降参してその属国になりし訳でござろう(中略)他の属国となるはその国人の身にとりて此上もなき恥辱だと聞きました、しかるにかくのごとく我儘自在に毛唐人に降参して日本中の人民に寝耳に水の恥辱を受けさすとは、思へば思へば政府は相済まぬ者でござる」と、「属国となりし」と強い口調で開次郎に物申す。これが所収された『開化問答』は、多くの人に読まれることを想定し平易に書かれた啓蒙書である。「毛唐人に降参してその属国になりし」とする考え方は、当時の人々にとって自然なものとして捉えられていたことを窺わせよう。さらに改暦直前の明治五年六月、島津久光は政府の政策を「洋夷之属国ト可被成形势」とし、「嘆息流涕之外無御座候」とし、改暦直後の翌年六月には改暦を「太陽暦ト称シ西洋ノ正朔ヲ用ラル、事」と嘆き糾弾している。島津の目には、改暦の実態は「西洋の正朔」そのものの移入に過ぎないのに、「太陽暦ト称」す方便でその事実を覆い隠し誤魔化しているように映っていたのだろう。

明治改暦は、未だキリスト教が禁教とされている中で断行された

ことも事を複雑にした。キリスト教への忌避感や警戒感は根強く、改暦後、キリスト教の暦を採用したとして批判が見られた。柳田國男は、「改暦を」国体論にまで結付け、毛唐の属国になったものだと極論する者まであり、耶蘇の正月を採用したと難ずるものもあつた¹⁵⁾とする。敦賀県、鳥取県、福岡県では改暦への反対を要求の一つに掲げた暴動まで起きた。明治六年に起きた敦賀県の一揆勢の要求は、「耶蘇宗拒絶ノ事」、「真宗説法再興ノ事」、「学校ニ洋文ヲ廃スル事」の三か条で、新暦も拒否するなどとしている¹⁶⁾。

このようななか、政府も「耶蘇の嫌疑」がかかることへの懸念から、明治六年から日曜休日制を採用することを見送っている。明治五年一月一二日、正院から日曜休日制の諮問を受けた左院は、「暦法御改正相成候上ハ、日曜日ヲ以テ暇日ト御定候テ可然ト存候得共、耶蘇ノ嫌疑モ有、人心折合モ如何哉ニ付」と見送りを提案した¹⁷⁾。また改暦後の明治六年一二月に「休暇日改置之儀再議」とする建白書を提出した巻退蔵は、日曜日を休暇日とすることを訴えたが、対する左院は「現今洋教ノ蔓延ヲ焦思憂慮スルノ際ニ当リ、一般ノ休暇日ヲ以テ日曜日ヲ改置セバ、人民ノ謗議四集ノ患害ヲ醸出スルモ斗リ難シ」として「採用難相成」とする判断を下している¹⁸⁾。いずれも新たに採用した暦とキリスト教とのかわりに極力触れられたくない政府の姿勢が窺えよう。

当時、世界各地では様々な異なる暦の使用がみられ、現在のように地球規模で共通の時の秩序に従っていたわけではなかったことも、日本独自の暦の採用を構想する余地を生んでいたと言えるが、それでは市川斎宮などが建議した独自の太陽暦ならばどうか。というのも、大隈のいう改暦により財政逼迫を解決するという説明は、グレ

ゴリオ暦以外のいずれの太陽暦でも同じ効果を持つからである。また皇紀を取り入れた市川案は、日本の建国物語を表現するものであり、当時その使用を否定されるべきものではなかっただろう。とはいえ、こうした独自の暦案では、西欧諸国と暦日がずれる。ここからは、結果からの推論でしかないが、グローバルスタンダードの暦を採用し、西欧と暦日を同一にして、外交交渉と商業上の利便性を享受することの方が、政府側の思惑としては重要だったと考えざるを得ない。

五、明治改暦における未決の問題

天文学者・青木信仰は『時と暦』のなかで、(文中のフォントの大きさをわざわざ落とし) 次のように述べる。

改暦の太政官達に四年毎の閏日のことしか触れられていない理由については、従来はつきりとは説明されていないが、私見では、これはグレゴリオ暦の置閏法がはつきり知られていなかったためではなく、この特別の平年をいつにするか、すなわち、さしあたっては一九〇〇年にするか、一九四〇年にするのかの議論がまとまらなかつたためではないかと思う。これを純粹の洋学派と皇学派的洋学派(?)との対立と言つては言い過ぎであるうか。¹⁹⁾

青木は、グレゴリオ暦の急所である置閏法こそが論争の火種になりうることを示唆している。西暦一九〇〇年はグレゴリオ暦であれ

ば例外的に平年となるが、皇紀では二五六〇年で、特に区切りが良
い訳ではない。一方、西暦一九四〇年は皇紀二六〇〇年となり、区
切りが良く、実際に皇紀ブームが起こった年に当たる。いずれが
特別の年というのにふさわしいであろうか。市川は皇紀に則って
一〇〇年毎に平年を置く（ただし「皇紀二六〇〇年」を四〇〇年毎
に置かれる特別の閏年とする）暦案を提起した。

グレゴリオ暦は、ローマ教皇により採用された宗教（キリスト教）
暦である。暦の伝統的思想からは、この暦のままの使用は、西
洋諸国への服従でありキリスト教に屈服することも含意した。²⁰グレ
ゴリオ暦特有の特別の平年・閏年の算出にあたって、（実際には疑
義があるが）イエス誕生を紀元とする西暦に則することは、国内的に
説明が困難であったと考えられる。政府は、論争を惹起しかねない
置閏法の規定に触れることを避けたのではないだろうか。

置閏法の規定の補足訂正は、グレゴリオ暦と暦日を同一にし続け
るためには一九〇〇年より以前に行うべき必要な措置であるが、す
ぐには行われなかった。そして明治三十二年（一八九八年）五月一日、
勅令第九〇号「閏年ニ関スル件」でようやく置閏法の規定に補足が
行われる。同年四月一日付の文部大臣・西園寺公望による本勅令
の制定を要するとの背景が記された理由書には次の一文がある。²¹

明治五年壬申十一月九日ノ布告ヲ以テ、太陰暦ヲ廃シ太陽暦ヲ
用ヒラル、ニ当リ、壬申十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日ト
定メラレ、爾後我暦日ハ英、仏、独等諸国ノ暦ト全ク吻合シ、
露国ノ暦トハ常ニ二十日ノ差アルヲ觀レハ、此布告中ノ所謂太
陽暦トハ「グレゴリヤン」暦ナルコト明白ナリ

『グレゴリヤン』暦ナルコト明白ナリ」とする一文は、明治改暦
で採用された「太陽暦」の暦法が文言上明らかでないことを政府自
ら認めていることを示している。政府はまずグレゴリオ暦であると
指定した上で、置閏法の規定に手を加えた。それが、以下の勅令で
ある。

神武天皇即位紀元年数ノ四ヲ以テ整除シ得ヘキ年ヲ閏年トス。
但紀元年数ヨリ六百六十ヲ減シテ百ヲ以テ整除シ得ヘキモノノ
中、更ニ四ヲ以テ其商ヲ整除シ得サル年ハ、平年トス

西暦の文字はどこにも見当たらないことに着目したい。²²これを
もって日本は、法令で一切グレゴリオ暦に言及することなく正式に
それと同等の暦を採用する国となった。そしてこの法令は現在も効
力を持ち続けている。²³

六、明治改暦期の議論の思想的背景

既に述べたように、明治改暦期には、儒教の「正朔」思想が、暦
を改めるにあたって正統性のある知として参照されていた。それは
全国から寄せられた当時の建白書から窺えることも既述の通りであ
る。暦にかかる建白書では、欧米で通行したグレゴリオ暦について
の知見を踏まえた上で、それとは異なる多様で独特な太陽暦案が少
なからず提起された。明治改暦で日本は結果としてグレゴリオ暦に
暦日を揃えたものの、多くの建白書では、欧米と暦日を同一にする

ことなど念頭にないように思われる種々の曆案が提案された。グレゴリオ曆の曆法を知悉した上で、他国と曆を揃えることに全く関心がないかのように見えるその態度、あるいはむしろ日本独自の曆を追求しようとする姿勢は、現在から見れば奇異に映るかもしれない。しかし既に述べた通り、多くの案は敢えて独自性を追求しているのである。もともと改曆時のこれらの曆案の存在は、福沢諭吉の『改曆弁』に見られるような「日本国中の人民此改曆を怪む人ハ必ず無学文盲の馬鹿者なり」といった政府の改曆を肯定する論調の前で見えにくくなり、改曆時に曆にかかる様々な議論が存在したことすら、現在では忘れ去られてしまっている。啓蒙家・福沢が直接的に否定したのは従来の太陰太陽曆（天保曆）であつたかもしれないが、「此改曆」として明治改曆で採用された「太陽曆」を強引に援護・喧伝した結果、同時期に建白された多様な太陽曆をも一掃してしまったようである。

当時の多くの建白書は（既出の表参照）、あるいは意外に思われるかもしれないが、太陽曆の採用を謳った。これは、太陽曆の方が従来の日本で使用し続けた太陰太陽曆よりも優れているという理解が、知識人を中心とする曆を議論する人々の間で事実上相当程度広がっていたことを示している。先に述べた敦賀県などの暴動に象徴的に見られるような、太陽曆への反発が強く、日本社会になかなか浸透しなかったことを示す史料が散見されるにも関わらず、建白を行った人々の間にこうした傾向があつたことには、ここで注目しておきたい。太陽曆を何故推すかについて、書かれていないことを断定的に述べることはできないが、月日が季節と一致し生業に利する太陽曆の合理性は、游子六の『天経或問』などを通じて、旧幕時代

に徐々に広がっていたものと考えられる。幕末には、中井履軒や山片蟠桃などの儒学者でさえ、太陽曆に関心を持ちその合理性に着目した。とはいえ、再度強調しておかなければならないことは、明治改曆期の建白書では、太陽曆採用を謳っているとはいえず、それが必ずしもグレゴリオ曆を指すわけではなく、日本の国体・国情を体現し沿うような独自の太陽曆案が目立つことである。当該期は、いわば日本の国体に適う理想の曆とでも言うべきものについて真剣に論じられ追求された稀な時代であつたと言っても過言ではない。これらの議論を支える思想的背景について、建白書で提起された曆案などを具体的にとりあげながら見ていきたい。

① 弘鴻の建白書

市川齋宮と同じく比較的早い時期に、改曆で採用されるべき独自の太陽曆案の建白を行ったのが弘鴻²⁶である。弘は、「西洋ノ例ニヨラス、支那ノ例ニモヨラ」ない太陽曆を採用すべきとした。具体的には、立春を歳首とする。また月という言葉を用いず、一年を一二節に分け、第一・二・八・九・一〇・一一・一二節を三〇日とし、それ以外を三一日とする。このように月の日数を決めると、二四節気はおおよそ節の第一日か一六日となり、ほぼ毎年定日となり便利であるとする。平年は三六五日で、歳首の立春が第一節の二日になる年には、前年の第一二節に閏日を置き、一年を三六六日とする。市川案と節の日数（月の日数）、第二二節に置閏、節気重視などの点は不思議なくらい同一であるが、閏をいつ置くかについてのルールは異なつた。弘は閏日をおおよそ四年毎に置くとするが、約一三〇年ごとに一次的に五年ごとに閏を置くイレギュラーな規則の必要性を

注記している（グレゴリオ暦の置閏法である四百年に三度閏を省くことについて詳細で正確な説明も付される）。

弘は、西洋にも中国にも抛らない「皇国ノ人事適宜」とした日本独自の太陽暦案を建白した。弘の唱えた暦案では当然のことながら西洋諸国と暦日は揃わない。その暦案は、日本の気候風土に合い暦日意識に適うだけでなく、「神武天皇正朔ヲ立サセラレ」、「二千五百有余年連綿タル授時ノ重命」を反映させた日本独自の、他国への「模範」となる新しい暦であった。

② 一万田如水の建白書

明治六年に、太陽暦の芳しくない使用状況を憂慮し民情を訴えたのが、一万田如水である。⁽²⁷⁾ 一万田は、「天照皇大神ノ天ツ日継テ無窮ニ傳ヘ」る日本の称号にかなうとして、太陽暦の採用には反対しない。とはいえ新聞の諸家の論説は、西洋の説をよりどころにするが故に偏り、神州の国体を失しているかの如くであるとし、各国の「美政良法」を精選して採用し欠点を補い、「神統ノ由来スル国体」を「尊重省護」すべきとする。そして「旧暦」を削除せず併記した暦、「神州暦」を採用することを提案する。暦とは元来、「民ニ時ヲ授テ、以テ各自ニ便宜ヲ得セシム」ものであれば、「億兆ノ便宜」のため、暦首に農耕のための土用、彼岸などを掲載するのも良しとする。一万田は、他の建白者のように歳首の変更といった暦法そのものに手を加える抜本的改革ではなく、人々の使用への配慮をする暦案を提起した。「民ニ時ヲ授テ、以テ各自ニ便宜ヲ得セシム」とする言葉からは、儒教の（観象授時の）思想の影響が窺える。

③ 吉武玄敬の建白書

立春歳首の太陽暦案の建白は多いが、吉武玄敬のそれもその一つである。⁽²⁸⁾ 吉武は太陽暦を採用したのは喜ばしいが、旧暦使用の増加は「王ノ正月」と「民間ノ正月」が別に行われていることを意味し不都合とする。そして「各国各曆アレハ、一國一曆ヲ用ヒスンハアラス」として、「一國一曆」すなわち日本は独自の暦を採用すべきとする。吉武が提案した暦は、立春を歳首とし節分を歳暮とする太陽暦である。半日一日のずれがあったとしてもわかりやすさを重視、二十四節気を毎月一日と一五日に置くとする節気を重視した暦であった。平年を三六五日とし、月の日数は、一、二、四、六、八、一〇、十一月を三〇日とし、残りを三一日とする。閏日は二月に置き、その場合は二月を三一日とする。他の建白者にはない特徴は仏教の祭日に言及される点で、二月一五日、七月一日、八月一五日の提案がある。改暦により人々が故人の命日の日取りなどに惑乱する状況を見て、これらの採用を提言したのでらう。

吉武は、旧暦使用が継続している状況から、日本国内で「王ノ正月」や「民間ノ正月」という複数の時の秩序が並立していることを憂慮し、人々に支持される新たな「王ノ正月」の採用により、単一の時の秩序を有する国家を望んだ。他国が使用する既存の暦の採用を否定し、日本独自の「一國一曆」となる暦の採用こそがふさわしいとする理解のもとで行われた建言であったと言える。

④ 山口逸郎の建白書

山口逸郎も明治七年一〇月に、立春歳首の太陽暦を建白した。⁽²⁹⁾ 山口は、「正朔ハ国家ノ大典」であるのに、「陽從陰背」の態度で「陰暦」

によつて人々が生活するのは、他国に対して恥辱であるとする。露西亜のように太陽暦を用いても歳首が異なる国もあるのだから、日本も立春を一月一日とし、日本の季節感に合った民心にかなう曆にすべしと訴えた。また曆の旧曆併記は、人々に太陽暦をますます遵守させないことに繋がるから、廃した上で満月を加筆することを提案する。立春歳首の太陽暦の提案は、立春頃を歳首とする従来の日本の太陰太陽暦の伝統に則つたものであり、伝統的な日本の曆日意識と合致するものであるが、これを太陽暦と折衷すれば西洋諸国と曆日は揃わない。「正朔ハ国家ノ大典」とし、改曆を重要な公的事業と位置づける山口は、歳首を独自なものとした太陽暦の採用を訴えた。

⑤ 飯塚方の建白書

飯塚方も明治七年一二月に、立春歳首の太陽暦を建白した。³⁰ 飯塚は、日本の太陽暦採用を日本の建国神話にまで触れながら至当であるとした上で、「旧曆」使用が続く現状を憂う。その背景には、一月が早すぎて一年の生業のサイクルが終わつておらず繁忙期と重なり新年を祝えないこと、また旧曆が曆に併記されていることにあるとし、農閑期にあたる立春を歳首とした太陽暦に改め、曆の旧曆併記を廃すべきと訴える。

これ以前に、飯塚は曆にかかるほぼ同一内容を新聞に投書していたことが、先に挙げた弘鴻の明治六年一二月の自筆ノートから判明している。ノートには「投書ノ内抜抄」とあり、飯塚の新聞投書を弘が書き写したものであると思われるが、出典は不明である。³¹ これと建白書を比べると、主張の骨子は変わらないものの書き方にやや

異同があることがわかる。例えば後の建白書で「東洋ノ紀元西洋ニ異ナレハ、配月ノ序何特リ西洋ニ拘々セン」と表現されているところは、以前は「或曰ク、月ヲ配スルノ序、西洋ニ仍符スル、彼ノ正朔ヲ奉ズルニ似タリト」といった直截な表現がなされていた。後の建白書でやや穏当な表現に書き換えられた理由は不明だが、これは、西洋で通行する曆の月の日数の独特の配列（二月が二八日であることなど）を日本がわざわざ採用したところからも西洋の曆をそのまま移入・採用したことは明白であり、そのことは「彼ノ正朔ヲ奉ズルニ似タリ」、すなわち日本が西洋の従属したことを含意するとした痛烈な皮肉と批判の表明であった。飯塚の建白における曆案は配月の序などに触れるものではなく具体的にとは言えないが、その趣旨は政府の「西洋ニ仍符スル」追従の態度への違和感と批判、それに対する日本の国体に即した太陽暦への軌道修正にあつたと考えられる。

⑥ 他の独自の曆案

他にも様々な曆案が当該期、政府に建白されている。儒教思想の影響を探る本論の趣旨からして多くは省略するが、例えば明治八年に建白書を提出した広田節郎は、「紀元節」を歳首とし、一月、二月といった「月」を廃し、一月一日から三六五日と一年が一続きに繋がる独特な曆案を提起している。

一方で、福沢諭吉と同様、曆法を諸外国と同一にすることを是とし、曆の伝統的思想に関心を払わない人もいた。その一人は、改曆前の明治三年八月二九日に、集議院に太陽暦の採用を建議した広川晴軒である。³² 広川は、太陰太陽暦が三年に一度ほど閏月を置かざる

を得ず、二十四節気や寒暑の氣候が日取りに頼れないことの不利益を訴え、「西暦」「西曆法」「西法」に倣うべきだとする。この場合の、「西曆法」は明らかにグレゴリオ暦であることは、広川が毎月の日数、閏日を二月に挿入すること、そして百で割り切れる年には閏を省き、四百で割り切れる年には閏を省かない置閏の法則について言及が見られることから明らかであろう。また明治五年九月に、集議院に太陽暦採用を訴え出た宗我彦磨もその一人である。宗我は、海国である日本の外国交際の便宜のためには、太陰太陽暦を廃し英国グリニッジで刊行する航海暦の曆法に倣った太陽暦にすべきと建議した。この太陽暦も、グレゴリオ暦を指すのは明白である。宗我は、併せて日曜休日制の導入についても提案している。

⑦小川為治『開化問答』における曆の思想

先に挙げた小川為治の『開化問答』についても補足再掲したい。旧平は「或人より聞きましたるに、他の属国となりし国は其従ふ国の曆を守るものだそうのござる。即朝鮮が支那の年号を用ゐ、琉球が日本の年号を用ゆるは矢張り此わけださうのござる」と語り、日本が「毛唐人の曆の太陽曆」を採用したことは「毛唐人に降参して其属国になりし」と憤り、日本人の自分が恥辱を受けるは「無念千万、涙と鼻水と一同に流るる次第」とし、太陽曆を拒絶すると強い姿勢を見せていた。本書が一般の人々向けの啓蒙書であることは既に述べた通りである。このような性格の書においても、他国で通行する曆の採用をその国への政治的従属を意味するとした考え方が簡明に表現されていることは、この思想が当時においてさほど不自然と捉えられていなかったことを窺わせる。

⑧旧曆併記問題にみる左院の曆にかかるとの思想

曆面における旧曆併記問題は、改暦後毎年のように政府内で議論されている。そのうちの明治九年曆での議論を見たい。文部省は明治八年二月一〇日付で、官曆に「太陰曆」が併記され続ければ、太陽曆使用者は一向に増えないとして、明治九年曆からは「太陰曆」の削除をしたいと伺いを出した。³⁵内務省は様子見、すなわち旧曆併記の継続を提案するなか、同年三月、左院は頒曆の主旨を「大一統」と「授民時」の二つであると喝破しつつ回答を寄せた。左院による「大一統ノ意ニ至テハ、今日皇化辺隅ニ漸被シ、固ヨリ正朔至ラサルノ地ナケレハ、仮令僻地ノ細民歳時伏臘等暫ク慣習ノ曆日ヲ用ユルアリトモ、固ヨリ皇化ノ盛衰ニ関セサルヘシ」とし、今日では「皇化」は国土の隅々まで拡がり、「正朔至ラサルノ地」はないため、一部の「細民」が「慣習の曆日」を使用したところで、「皇化ノ盛衰」には何ら関わらないとした。ここで曆が「正朔」と言い換えられ、「皇化」とともに語られる点に注目されたい。今日、天皇の御代は磐石であり、天皇の授けた「正朔」（＝曆）は国土全体で頒曆され奉じられているのだから、少々の旧曆使用は黙認しよう、旧曆併記は続行というわけである。「授民時」は「観象授時」を、「大一統」は「皇化」の及ぶ範囲の国土の統一などを意味しようが、曆にかかるとの伝統思想は、当時の政府内の一部であったとしても、存在したことを窺わせるものと言える。

⑨島津久光の質議書にみる「正朔」思想

島津久光は、改暦直後の明治六年六月に三条実美邸にて二〇条にわたる質議書を提出した。³⁶既に述べた、「太陽曆卜称シ西洋ノ正朔

ヲ用イラル、事」はそのうちの一つである。当該期の正朔思想のありようを一言でまとめた端的な言葉と言いうる。

二〇条の質議書は、「先王ノ洋服ニ改メラル、事」、「玉座ヲ始トシ奉リ各省総テ洋風ニ模擬セラル、事」、「兵制総テ洋式ヲ用キラル、事」、「邪宗ノ蔓衍ヲ防カサル事」など文化や政策の西洋化についての質問箇条が目立つものであった。これは明治五年六月に天皇の西国巡幸に際し建白した、「万古不易之皇統モ共和政治之悪弊ニ被為陷」、「洋夷之属国」に至るがごとくの景況を強く憂慮すると訴えた意見書に連なるもので、再度の質議書提出は正式な回答が得られるまで一歩も引かないとする島津の強硬な姿勢を示していた。

回答を強く迫る島津に、三条と岩倉具視は、巡幸の際の意見書の内容は二〇条の質議書に含まれるので個別に答えないと断った上で、明治八年四月、一連の質議書に対する見解をようやく示した。それによると、太陰太陽暦は「太陰ヲ推算シ一年ト定メタル者ニシテ数十年間数日ノ差ヲ生ス」が、太陽暦は「四年ニ一日ノ剩ヲ生スルノミニシテ数百年ヲ経ルモ換易セス、最モ精ヲ得タルモノ」であるため、「粗ヲ捨テ精ヲ取」って採用に至ったのであり、「外国ノ正朔ヲ奉スル訳ニハ無之候」とされる。太陽暦の精度の高さから採用に至ったとし、採用された件の「(太陽) 暦」の歴史的 성격には触れない形で対応したのであるが、島津の目には、「太陽暦」とのみ称して異国の「正朔ヲ奉」ずるものではないと弁ずることは、誤魔化しにしか見えなかったであろう。この回答が、政府の暦政策に対してさらなる不信感を募らせるものであったであろうことは想像に難くない。

七、まとめ

——改暦の必要性が認識された思想的背景

建白書に見られるように、明治改暦前後期の改暦をめぐる議論は論争的である。日本独自の暦を求める一派の存在を承知している政府は、論争を惹きしかねない置閏法の規定に触れることをあえて避けたのであろう。改暦の詔書・布告における置閏法の規定の「不備」は、暦法そのものへの理解不足が原因ではないと考えられる。

明治改暦期の暦にかかるこれら多様な議論には、儒教の「正朔」思想の日本的展開を少なからず窺うことができる。これまで見てきたような議論が百出する背景には、この伝統的思想が思想資源となることで、他国で通行する暦の採用を政治的従属と捉え反発が起きるといふ側面と、改暦による混乱などへの一般的な反発や不満に思想的根拠を与えうるといふ側面がある。暦にかかる当該期の議論はこれらが複雑に絡み合い、論者の真意がいずれに重心を置いているか判断としない場合も多い。前者は、とりわけ西洋で通行する暦の採用が明確になった改暦後に、他国で通行していない、日本の国体にも民情にも即した独自の暦を採用すべきと訴える建白書において顕著である。一方で「正朔」思想は、改暦への民間の不平や混乱を正当化するために引き合いにだされる思想ともなりえた。明治改暦が行われた文明開化期には、西洋の文物や制度が急速に取り入れられたが、新時代が招来した新秩序に対する漠然とした不満や反発は、改暦とそれまつわる秩序にも向けられた。採用された暦への反感がキリスト教への不信や反感とも絡み合ったことも事を複雑にして

いた。暦にかかる儒教思想は、明治改暦期に、知識人から一般の人々までも巻き込むような議論の坩堝とされてしまった面があったと言いうる。

大隈重信は、既に述べたように、明治改暦の背景として新政府の財政逼迫を挙げた。「旧暦」の明治六年には閏月があり、既存の太陽暦の運用を継続すれば官吏の月給支払いに困難をきたすと算段した政府は、急遽改暦を行い、太陽暦を採用したとするものである。この大隈説は明治改暦の通説ではあるが、これのみに依拠したときには改暦の突発性が過剰に強調され、改暦についての多様な議論がそれ以前から既にあつたことが見えにくくなる。建白書の例からも明らかのように、王政復古に伴う改暦の必要性は以前から認識されており、同様のことは、明治元年三月の松平慶永（春嶽）の建議においても窺える。松平は「曆法ノ儀ハ誠以日用不可欠之者ニシテ、別テ民政之第一ト奉存候、是迄於徳川浅草天文台取建製曆仕来リ申候、然ル処王政御一新ニ付テハ曆法製造所并天文台早々御取建相成、従来年ハ從朝廷天下へ被為頒賜候様仕度候以上」とし、朝廷からの頒暦を建議した。続く「寛」において「今般王政御一新ニ付、於朝廷夫々製曆等被仰付候御儀ニモ候ハ、(中略)早々曆法之儀御取建相成候様仕度候」とされる。ここからは松平が、単に朝廷から頒暦すべきことを建言しているのではなく、「王政御一新」であるから改暦も早期に行われるべきと認識していたことが窺える。同年七月、明治新体制を機に編暦と頒暦権を手中に収めた陰陽頭・土御門晴雄も、政府への伺のなかで「御一新ニ付テハ改暦ノ儀モ相願度候得共、最早時節後レ候故追テ窺度存候事」との一文を残している。永らく暦の通行に強く関わった土御門家も、早い段階での改暦

に前向きな姿勢を見せていた。³⁸⁾

当該期の論者は、改暦を「王政御一新」や「維新」といった言葉とともに語る場合が多い。これらにもなつて改暦をすべきあるいは望ましいとする考え方は、王朝ごとに前朝の暦法を改めて独自の暦を頒行することが必然とされた儒教の「正朔」思想に淵源があると言える。そして明治の御代では天皇によって時（暦）が授けられるべきであり、その暦はかつて通行したことのない日本独自のものであるべきだとする認識へと繋がったのだろう。とはいえ福沢や建白書の一部の論者に見られるように、これら伝統思想に全く関心がないかに映る欧化開明派の人々もいた。グローバルスタンダードの暦を採用することにより得られる現実的な国益や、暦法の合理性や利便性を重視する人々である。もちろん結果として日本は西洋の暦をそのまま採用したのだが、一方で果たして明治政府は、「正朔」思想なしに、「従来の基準では容易に批判できないほどの完璧さをもっていた」と評されることもある天保暦を改められたであろうか。例えば西洋では、ユリウス暦とグレゴリオ暦（ユリウス暦の置閏法に少し手を加えただけの暦法）を二千年以上も使用し続けており、支配者が交代したからといって改暦が行われるというものではない。一方、中国文明圏では、治世が代われば暦が変わるのは伝統的に見られることで、日本でも（中国と比べれば少ない方だが）改暦はしばしば行われてきた。

明治改暦とは、旧幕時代の権威の否定と排除、と同時に天皇を中心とした新時代の幕開けと新政権の正統性を象徴的に示すものと言える。これは教会暦の通行する西洋諸国では成立し得ないが、日本の文脈としては正しいものと言いうるものであった。「正朔」思想は、

明治改暦期の議論を紛糾させる方向に導いたところもあるが、改暦の必要性を認識させるという意味で、明治改暦を根底から支えた思想として見逃し難いものとも考えられよう。

*引用史料については、適宜句読点を加え、省略箇所は「(中略)」で示した。また傍線は筆者によるものである。

*引用の多い『太政類典』『公文録』『公文類聚』は国立公文書館所蔵であり、これらについては所蔵元を省略する。

注

- (1) 『太政類典』第二編・第一卷、太 00224100。
 - (2) 内田正男『よみと天文・今昔』(丸善株式会社、一九八一年)五九頁や、同じく内田『暦の語る日本の歴史』(吉川弘文館、二〇一二年)一六四頁。
 - (3) ユリウス暦は、古代ローマのユリウス・カエサルにより紀元前四五五年に採用された。しかしこの暦法では約一三〇年に一日のずれが生じるため、ローマ教皇グレゴリオ一三世は一五八二年に改暦の教書を発し、閏年の計算方法に変更を加えた。これまでの閏年の置き方に、一〇〇で割り切れるが、四〇〇で割り切れない年は平年とする規定を付け加えた。このように、ユリウス暦とグレゴリオ暦はいずれも太陽暦であるが、両者の暦法の間には閏の置き方に決定的な違いがある。
 - (4) 市川斎宮(一八一八—一八九九)、本名は兼恭。文政元年、安芸国広島鉄砲町に芸藩の侍医の三男として生まれる。大阪の緒方塾、江戸の杉田塾で学ぶ。嘉永二年、福井藩・松平慶永に西洋砲術学者として迎えられ、洋式軍備の拡充に携わる。嘉永六年、幕府天文台和解御用、安政三年、蕃書調所教授手伝、文久三年、開成所教授に任ぜられ、慶応元年、幕臣に列せられ、福井藩籍を脱した。維新後、新政府に出
- (5) 能田忠亮(二月一日について)『天界』第四八巻第五〇〇号、一九六七年、三頁)は、神武天皇即位日(後の紀元節)の日取り推歩について、「ユリウス暦で西紀前六六〇年二月一日は正に年は辛酉であり、日の干支は庚辰となる。つまり、神武天皇即位の辛酉年春正月庚辰朔がユリウス暦で計算すれば、その二月一日となり、さらにこれを現行暦に推算して二月一日を得たのである」とする。
 - (6) 紀元節については、以下に詳しい。日本史研究会編『日本の建国——歴史家は紀元節をどうみるか』(東京大学出版会、一九五七年。国立国会図書館調査立法考査局『紀元節問題に関する資料集』一九六六年。
 - (7) 大隈重信述・内城寺清編『大隈伯昔日譚』(東京大学出版会、一九八一年、六〇—一六〇四頁)。
 - (8) 暦に関わる建白書は、そのほとんどが公議所、集議院、左院に提出された明治八年までのものである。以降その数は極端に減少するため、ここでは明治八年までを対象とした。当該期は一般の人々が政府へ意見を述べるには、建白書を提出する以外方法がなかった。
 - (9) ここでは、暦に関わる建白書のうち、改暦において採用されるべき暦について触れるものだけを表にした(課税などの建白は除いた)。建白者のうち津田や市川などは比較的名を知られるが、その他は自らの肩書きを「医生」「士族」「百姓」などと記した「無名の」一般人である。広川や弘のように、数学や暦学などの分野における功績から後に歴史的に顕彰された人物もいることから、彼らの多くは地域の「知識人」であったと考えられるが、著名とは言えない。建白者の略歴等の把握が容易でない場合、建白書の記述に従った。

- (10) 市川の明治二年の「暦法議案」は、同年八月一六日付『中外新聞』に一部掲載され、明治五年の建白は後に『法規分類大全』（内閣記録局、明治二四年）に全文掲載された。岡田芳朗は「グレゴリー暦よりむしろ優れている」と評した。
- (11) 林淳「暦注と貞享改暦」『国立歴史民俗博物館研究報告』二〇二四年三月刊行予定。
- (12) 『太政類典』第二編・第二巻、太 00224100。
- (13) 『上書建白書・建白書（十二）』建 00046100（国立公文書館蔵）。
- (14) 『岩倉公実記』下巻、一九二七年、二四九―二六三頁。
- (15) 柳田國男『明治文化史二三 風俗』原書房、一九五四年、三八〇頁。
- (16) 『太政類典』第二編・第四百九卷、太 00371100。
- (17) 『太政類典』第二編・第四十八卷、太 00270100。
- (18) 『上書建白書・建白書（七）』建 00032100（国立公文書館蔵）。
- (19) 青木信仰『時と暦』東京大学出版会、一九八二年、三二―三三頁。
- (20) 正朔思想については、溝口雄三ほか編『中国思想文化事典』（東京大学出版会、二〇〇一年）や、小島毅『天皇と儒教思想——伝統はいかに創られたのか？』（光文社新書、二〇一八年）に詳しい。
- (21) 『公文類聚』第二十二編・明治三十一年・第八卷、類 00811100。
- (22) 松平慶永は『逸事史補』のなかで、日本の一世一元の制の採用について、「清廷ノ法ヲ用ラレタルナルヘシ」と中国清朝を模倣したと推測する。小島によると、これは慶永の推測という形を探るが、中国の史書に多少とも通じていた者たちが皆思ったことに違いないとする。政府は異国の制を採用したとは一切いわずに、一世一元の制を導入したことという（小島、前掲書、二八五―二八七頁）。異国の制を採用したことを頑なに言わないあり様は、改暦においても同様であった。
- (23) ここまでは二〇二三年五月二八日の日本儒教会でのシンポジウムでの講演「明治改暦の背景と影響——日本らしい暦の模索」をもとに
- 一部補足を行った内容であり、明治改暦の詔書・布告における置問法の規定が後に「不備」を指摘されるような書かれ方がなされた理由について、一定の回答を与えることを目的としていた。内容の多くを下村育世『明治改暦のゆくえ——近代日本における暦と神道』（ペリカン社、二〇二三年）に拠る（二〇二三年一月七日に国立歴史民俗博物館で開催された第一七回歴博フォーラム「陰陽師と暦」の予稿集とも相当程度重なっている）。以降はシンポジウムから外れ、当時の建白書などを重複を顧みず具体的に紹介しながら、改暦時に暦にかかる議論が百出した背景に、儒教の「正朔」思想が窺える議論について補いたい。「正朔」思想の影響については既に筆者も触れたが、明治改暦時の議論の背景に見逃し難くあることは、これまでの研究で中心的に論じられてきたとは言いがたい。しかしこれこそが、体制の変革した明治の御代に、改暦という象徴的イベントを必要とする認識や前提を用意したという意味において、明治改暦を根底から支えた思想として見逃し難いと考えている。
- (24) 例えば、明治二二年の全国の郡区の新旧暦使用状況を悉皆調査した結果などでも、旧暦の使用の優勢な地域は目立っていた（拙著参照）。
- (25) 以下、政府への建白のプロセスなど拙著において既述したものは省略する。
- (26) 『上書建白書・建白書雑纂』明治七年、建 0007100、国立公文書館蔵。弘（一八二九―一九〇三）については、三上義夫「弘鴻の数学上の事跡並に暦法改革の意見」（法政大学日本精神史学会編『日本精神史論纂』第一巻、岩波書店、一九三五年、一一七―一六六頁）に詳しい。明治三年八月の建白書については、三上の論文に転記されたものに拠る。弘は、明治三年八月に最初の建白書を提出し、改暦後の明治七年二月にも、前回とほぼ同一の暦案の建言を行った。
- (27) 『公文録』明治七年・第十四卷、公 01028100。同年一月二〇日付で

書かれた建白書「陽陰合曆之儀」は、同年一月左院に提出され、課外会議を経て、同月二四日、副議長・伊地知正治の手により「為参向」として右大臣・岩倉具視に回覧・上陳された。上申された建白書は、正院において「御採用ニ相成候義ニモ無之候」とされながらも「供高覧候也」となっている。三条、大木、伊藤の印が押された太政官野紙に記された公文書が残る。

- (28) 『上書建白書・建白書参考部(五)』、建 00051100 (国立公文書館蔵)。
- (29) 『上書建白書・建白書参考部(六)』、建 00052100 (国立公文書館蔵)。
- (30) 『上書建白書・建白書(十二)』、建 00046100 (国立公文書館蔵)。
- (31) 三上、前掲論文、一九三五年。
- (32) 『上書建白書・建白書議案録』明治八年、建 00011100 (国立公文書館蔵)。左院留置となり要旨は残されるが全文は不明である。
- (33) 「広川晴軒資料二五」、小千谷市教育委員会蔵。大正一三年に二月一日に広川(一八〇三—一八八四)の従五位追贈に際し作成された事跡調書にも同じ建議の全文転載がある(『大正十三年皇太子御成婚贈位内申事蹟書五』、贈位 00097100、国立公文書館蔵)。広川については、井上慶隆『広川晴軒伝』(恒文社、一九八一年)に詳しい。
- (34) 『記録材料・建白書仮綴』、記 00823100 (国立公文書館蔵)。
- (35) 以下、『太政類典』第二編・第二卷、太 00224100。
- (36) 以下、前掲『岩倉公実記』下巻、二四九—二六三頁。
- (37) 以下、『太政類典』第一編・第二卷、太 00002100。
- (38) 同前。
- (39) 中山茂『日本の天文学——占い・暦・宇宙観』朝日新聞社、二〇〇〇年、一二六頁。